

国住指第4700号
平成30年3月22日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件及び
準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について
(技術的助言)

耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第472号)及び準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第473号)は、いずれも平成30年3月22日に公布、同日に施行されることとなった。

については、改正後の耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1399号)及び準耐火構造の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1358号)の運用について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれでは、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 制度の概要

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号及び第7号の2の規定により、耐火構造及び準耐火構造の構造方法については、それぞれ一般的な基準として告示に定める仕様が、国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならないこととされている。

2. 告示改正の概要

今般、国土交通大臣の認定を受けた耐火構造及び準耐火構造の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、一般的な基準として告示に定め

することができるよう検証を実施したところである。特に、今回の検証においては、木造の柱、はり、床、屋根及び階段の耐火構造の仕様を対象とした。

当該検証の結果、一般的な基準として定めることができることが確認された次の①及び②の仕様については、「耐火構造の構造方法を定める件」及び「準耐火構造の構造方法を定める件」を改正し、一般的な基準として追加することとした。

これらの基準に適合する構造方法であって、既に国土交通大臣の認定を受けているものにあっては、今後、建築確認に際して、国土交通大臣の認定を受けた仕様としての整合性の確認は不要となるので留意されたい。

① 耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1399号）

区分	部位	構造・下地	防火被覆
耐火構造 (2時間)	柱	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.35以上） 50mm以上
			けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上） 55mm以上
	はり	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.35以上） 45mm以上
			けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上） 47mm以上
耐火構造 (1時間)	柱	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上） 27mm以上
	はり	鉄骨	けい酸カルシウム板（かさ比重0.15以上） 25mm以上
	柱・はり	木材又は鉄材	強化セッコウボード総厚46mm以上 (2枚以上張ったもの)
	床	木材又は鉄材	強化セッコウボード総厚42mm以上 (2枚以上張ったもの)【表側】 及び 強化セッコウボード総厚46mm以上 (2枚以上張ったもの)【裏側又は直下の天井】
耐火構造 (30分間)	屋根	木材又は鉄材	強化セッコウボード総厚27mm以上 (2枚以上張ったもの)
	階段	木材	強化セッコウボード総厚27mm以上 (2枚以上張ったもの)

② 準耐火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1358号）

区分	部位	防火被覆等
準耐火構造 (30分間)	屋根	構造用合板等9mm以上【野地板】 及び 強化セッコウボード12mm以上【屋内側又は直下の天井】